

令和 4 年 2 月 第 4 5 号 (鶏) 東部・北部家畜防疫獣医師会 (公社) 千 葉 県 畜 産 協 会 東 部 家 畜 保 健 衛 生 所 T E L : 0 4 7 5 (5 2) 4 1 0 1 F A X : 0 4 7 5 (5 2) 3 3 3 5 http://www.pref.chiba.lg.jp/

## 高病原性鳥インフルエンザ(県内2例目:八街市) 発生に係る搬出制限区域が解除されました

本県で確認された2例目(八街市)に係る移動制限区域内(半径3km 圏内)の清浄性確認検査の結果、全て陰性であることが確認されま した。

この結果に基づき、県内2例目の発生に係る搬出制限区域(発生農場を中心とする半径3~10km)は**令和4年2月9日0時**をもって解除されました。

※本発生(県内2例目)に係る移動制限区域は 2月15日0時をもって解除される予定です。

**移動制限区域内を通過する場合**は、引き続き消毒ポイントで消毒をお願いします!!

- ★消毒ポイント (移動制限解除まで運営予定)★
  - ②千葉県アグリチャレンジファーム(旧蚕業センター) 東金市油井1055-1
  - ⑦八街市スポーツプラザ(テニスコート駐車場) 八街市い84-10

県内2例目(八街市)に係る移動制限区域及び県内3例目(匝瑳市) に係る移動・搬出制限区域はまだ解除されておりませんのでご注意 ください!

★県内3例目(匝瑳市)発生に係る制限区域について★ <u>清浄性確認検査で「**陰性」**の場合</u>

> 2月12日 搬出制限区域解除(予定) 2月18日 移動制限区域解除(予定)

<u>家きんの特定症状を念頭に健康観察を行い、異常があればすぐに家畜保健 衛生所に通報してください!!</u>

## 東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください